

医療機関窓口における一部負担金の免除について

このたびの令和元年台風 19 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年台風 19 号により甚大な被害を受けられた加入者の皆さまにつきまして、医療機関を受診時に、その窓口で下記「免除対象となる方」に該当する旨の申し立てをしていただくことにより、医療機関の窓口における一部負担金の支払いが不要となります。

免除の対象となる方(以下の1と2の両方に該当する方)

1. 令和元年 10 月 12 日に令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた健康保険法
または、船員保険法による全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)
※令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村は[こちら](#)(※内閣府ホームページ)

2. 令和元年台風 19 号を原因として、下記のいずれかに該当する方

- 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※なお、医療機関等の窓口で申し立てをしていただいた内容については、後日、当協会から確認を行う場合があります。

<免除対象期間>

令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 9 月 30 日までの診療、調剤及び訪問看護